

第3次防府市子ども読書活動推進計画(案)概要

～未来を築く豊かな知恵とひとづくり～

第1章 第3次防府市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

読書の楽しさや喜びを知り、読書習慣を身につけることは、日々の生活の中で自ら考え学ぶ姿勢を培うとともに、加速する社会の変化の中にあっても、自分を見失わず、たくましく生き抜く力となります。

子どもたちが、その成長の段階に応じた読書により、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくためには、常に身近に豊かな書物があり、それを手渡す大人がいて、いつでも読書を楽しめる環境を社会全体で整備していくことが必要です。

一方で、情報通信技術の発展により、子どもたちをとりまく状況は、急激に変化しており、インターネット環境を通して、あらゆる分野の多様な情報に容易に触れることができるようになりました。

スマートフォン等の情報通信機器が普及し、それらを子どもたちが日常的に利用する中で、手軽に接することができるゲームやSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)などに費やす時間が増え、読書環境にも大きな影響を及ぼしています。

このような社会状況だからこそ、乳幼児期から親子のふれあいの中で本に親しみ、小・中学校、高等学校と読書の幅を広げられるよう、子どもがいつでもどこでも読書に親しめる優れた読書環境を整備していくことが求められます。

現在本市では、県内他市に先駆けて、市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを構築し、資料の有効活用と学校図書館の利用促進及び授業における学校図書館の活用促進に努めています。

また、市立図書館をはじめ様々な施設等において、子どもの読書活動に関わる多くのボランティアの活動が展開され、その活動は、布絵本の製作や読書を通じたコミュニケーション活動など読み聞かせ以外にも広がりを見せています。

これらの第2次計画における成果をさらに発展させ、新たな課題を踏まえた施策を進めていくことは、人づくり、まちづくり、教育・文化振興の上でも、重要な意義があります。

2 計画の位置付け

「第3次防府市子ども読書活動推進計画」は、第1次計画及びそれに続く第2次計画と同じく「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）の趣旨に沿って策定するものです。

この法律の基本理念には、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と謳っています。

また、地方公共団体の責務として、「地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

さらには、「事業者の努力」、「保護者の役割」、「関係機関等との連携強化」を示し、子どもの読書活動の推進に関する必要事項を定めています。

本計画は、この法律に基づく、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月策定）及び「山口県子ども読書活動推進計画第4次計画」（平成30年度～令和4年度）を基本とするとともに、「第四次防府市総合計画・防府まちづくりプラン2020【2011～2020】」（平成23年3月策定）や、「防府市教育振興基本計画」（平成26年度～32年度）、「第二次防府市生涯学習推進計画」（平成24年度～33年度）、「防府市子ども・子育て支援事業計画」（平成26年度策定）など市の諸計画を踏まえて、本市の子どもの読書活動を一層推進、拡充する取組を掲げ、市内の子どもが日頃から読書に親しむことを習慣化することにより、豊かな知識と教養を育み、優れた思考力や判断力を養うことのできる読書環境の整備、充実を目標に定めています。

子どもの読書活動の環境整備に関する施策を、家庭、地域、学校・幼稚園・保育園（所）・認定こども園及び市立図書館と市の関係部署・機関が更なる協力・連携体制の強化を図り、多くの市民の理解を得ながら、着実に実践していくことをめざしています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、その後社会情勢等の変化に対応できるよう、必要な見直しを行います。

4 計画の対象

本計画で言う「子ども」は、0歳から概ね18歳までを対象とします。

第3次防府市子ども読書活動推進計画体系図

未来を築く豊かな知恵と
ひとづくり

家庭における子どもの読書活動推進

- ☆家庭における大人と子どもの読書活動推進のための環境整備
- ☆啓発広報活動の強化
- ☆乳幼児に早い時期から本に親しむ機会を提供する「赤ちゃん事業」の継続と展開

地域における子どもの読書活動推進

- ☆地域におけるおはなしボランティアとの連携及び活動の奨励・支援
- ☆児童館における児童図書の本・量両面にわたる整備と読書機会の充実
- ☆市立図書館との連携強化
- ☆啓発広報活動の強化

小学校・中学校・高等学校における子どもの読書活動推進

- ☆学校図書館資料の本・量両面にわたる充実
- ☆学校図書館の開館時間や設備など様々な利用環境の整備
- ☆授業における学校図書館活用の促進
- ☆「全校一斉の読書活動」の継続・拡充・質的充実
- ☆司書教諭の活動の充実を図るための体制づくり
- ☆学校司書の専任配置をめざした増員と研修の充実によるスキルアップ
- ☆学校図書館ボランティアの養成と活動支援及び研修の実施
- ☆学校図書館管理システムと市立図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの活用促進
- ☆学校図書館支援センター機能の充実
- ☆地域に開かれた学校図書館を活用した読書活動の充実
- ☆読書イベント等による読書活動の推進

幼稚園・保育園(所)・認定こども園における子どもの読書活動推進

- ☆子どもが絵本に親しむ環境づくりと蔵書や設備の整備・充実
- ☆子どもが読書に親しむ教育・保育の研究と研修活動の強化
- ☆親子で絵本を楽しめるよう保護者の理解を深める活動の強化
- ☆絵本の貸出の奨励強化

市立図書館における子どもの読書活動推進

- ☆子どもの年齢に応じた多様なニーズに対する幅広い資料の充実整備
- ☆多文化サービスの充実
- ☆子どもへのレファレンス・サービスやフロア・ワークの質的向上
- ☆障害のある子どもへのサービスの充実
- ☆市内全域サービスの充実
- ☆啓発のための行事・企画と広報活動・情報発信の強化
- ☆子どもを対象に活動する図書館ボランティアの養成・活動の支援・協働の強化
- ☆市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを活用した学校図書館の支援

計画推進の
基本方針

子どもの読書活動の普及啓発
子どもの読書活動推進体制の確立
子どもの読書活動推進のための環境整備

計画の
推進体制

推進体制の整備
計画進行の管理
財政上の措置

第2章 第2次計画期間(平成27～令和元年度)における取組状況等

1 子どもの読書活動に係る法律・計画等の状況

(1) 国、県における動向

国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立した後、平成14年に、この法律に基づいて「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定め、その後、平成20年の第二次基本計画、平成25年の第三次基本計画に続き、平成30年には第三次計画の成果と課題を基に第四次基本計画が定められました。

第四次基本計画では、発達段階に応じた取組による読書習慣の形成と友人同士で行う活動等を通じ読書への関心を高める取組が主なポイントとして挙げられています。

平成26年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

また、文部科学省においては、学校図書館の充実を図るため、教育委員会や学校等に参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン」や、学校司書の専門的知識・技能を取得できる望ましい科目や単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成しました。

また、学習指導要領が改訂され平成29年及び平成30年に公示された小学校、中学校、高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されており、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されています。

さらに、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」では、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の施策を講じることが求められています。

山口県では平成30年に「山口県教育振興基本計画」及び「山口県子ども読書活動推進計画第4次計画」が策定され、第4次計画は、県民総ぐるみによる

読書活動の推進、子どもの読書活動を支える人材の育成及び普及啓発活動を基本方針としています。令和4年度までの5年計画で現在諸々の取組が実施されているところです

(2) 本市における動向

第2次計画の5年間では、第1次計画の成果を基に、市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの構築、学校図書館支援センター機能を担う図書館管理室の設置、市立図書館の学校支援図書の貸出開始、学校図書館コーディネーターの配置などの新規事業が実施され、学校司書の増員、移動図書館のステーション増設等、継続事業の拡充も進みました。

また、市立図書館の管理運営については、平成28年度から指定管理者制度の導入に伴い、市立図書館と学校図書館を一元的に管理する図書館管理室を設置しました。

新たな体制のもと図書館事業の一層の発展を図るため、平成28年に「防府市図書館サービス振興基本計画」を策定し、同年設置した防府市図書館協議会において、その進捗状況を点検・評価しています。

また、「第四次防府市総合計画・防府まちづくりプラン2020【2011～2020】」（平成28年3月見直し）や、「防府市教育振興基本計画」（平成29年3月見直し）、「第二次防府市生涯学習推進計画」（平成29年3月見直し）、「防府市子ども・子育て支援事業計画」（平成30年3月見直し）等、市の諸計画の中間年度見直しも行われています。

2 防府市子ども読書活動推進計画の第2次計画における 取組・成果

(1) 家庭における子どもの読書活動推進の取組・成果

①家庭における大人と子どもの読書活動推進のための環境整備

- ◇防府市文化センターの短期講座や「生涯学習フェスティバル」における読み聞かせ講座、「子ども読書フェスティバル」での家庭読書に関する講演等を実施
- ◇ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」を利用した読み聞かせ関係の利用申込が増加
- ◇市立図書館において布絵本の貸出を開始
- ◇「ほうふとしょかんこどもしんぶん」、「新刊紹介」、市広報の「今月のおすすめ図書」等で子どもの本を紹介

②啓発広報活動の強化

- ◇毎月第3日曜日の「家庭の日」に家庭で読書の時間を設けることを推奨する記事を「家庭の日」のチラシ等に掲載
- ◇「家庭の日」に開催される親子ふれあいイベント等で読み聞かせを実施
- ◇読み聞かせボランティアと図書館職員が連携して、定例の読み聞かせの中で本を紹介

③乳幼児に早い時期から本に親しむ機会を提供する「赤ちゃん文庫事業」の継続と展開

- ◇「赤ちゃん文庫事業」の継続実施
- ◇子育てサークル活動や「わいわいHOF Uっ子の集い」で母子保健推進員による読み聞かせ、エプロンシアター等を実施
- ◇「あつまれ！わくわく広場」等の子育て支援事業の中で、あそびを交えながら読み聞かせを実施
- ◇市立図書館のブックリスト「おすすめ赤ちゃん絵本」の発行・配布

(2) 地域における子どもの読書活動推進の取組・成果

①地域におけるおはなしボランティアとの連携及び活動の奨励・支援

◇子どもの読書活動に携わっているボランティアに対して、研修機会の提供や、お話し用具等の貸出などの活動支援を実施

②児童館における児童図書の本質・量両面にわたる整備と読書機会の充実

◇毎年児童図書を購入し、本と触れ合う環境を整備
◇市立図書館の移動図書館や貸出文庫を利用

③市立図書館との連携強化

◇公民館に設置されている市立図書館の地域文庫の周知
◇留守家庭児童学級における、市立図書館の貸出文庫の利用
◇地域のイベント等での移動図書館の出張貸出及び本の紹介

④啓発広報活動の強化

◇子ども向け生涯学習情報紙「まなぼうやだより」に、子どもの読書活動推進に関する記事掲載

(3) 小学校、中学校、高等学校における子どもの読書活動推進の取組・成果

①学校図書館資料の本質・量両面にわたる充実

◇子どもたちにとって魅力的な蔵書の整備と教科の授業や調べ学習に活用できる資料の収集
◇「学校図書館図書標準」充足率が小学校117%、中学校106%に向上

②学校図書館の開館時間や活用頻度など様々な利用環境の整備

◇司書教諭と学校司書の連携及び学校図書館ボランティアの協力により、学校図書館の開館時間の拡大、資料のディスプレイ、レイアウトなどの利用環境の美化・整備
◇小学校4校で校舎の改築等の機会に、学校図書館の増床・施設整備

③授業における学校図書館活用の促進

◇学校司書が資料の準備や調べ学習の支援を実施
◇教科の单元ごとに授業で使える資料をセットにした「学校支援図書」を市立図書館に設置し、平成29年度から貸出を開始

④「全校一斉の読書活動」の継続・拡充・質的充実

- ◇市立の全小・中学校で全校一斉の読書活動を継続実施
- ◇ボランティアや学校司書との連携により、読み聞かせや本の紹介など、子どもたちに読書への興味を持たせる取組を実施

⑤司書教諭の活動の充実を図るための体制づくり

- ◇学校司書との連携を進め、十分な活動や指導ができるような環境の整備

⑥学校司書の専任配置をめざした増員と研修の充実によるスキルアップ

- ◇学校司書を13名に増員し、ほぼ2校に1名配置
- ◇平成29年度から「学校図書館コーディネーター」を図書館管理室に配置し、司書教諭と学校司書の連携を支援

⑦学校図書館ボランティアの養成と活動支援及び研修の実施

- ◇学校図書館ボランティアの自主的な研修に市立図書館の職員が協力
- ◇市立図書館の図書館ボランティア養成講座で学校図書館に関わる研修を実施

⑧市立小・中学校図書館管理システムの活用促進と市立図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの構築

- ◇平成29年2月に市立小・中学校図書館と市立図書館との「横断検索システム」を導入
- ◇各校の学校図書館年間活用計画及び活用事例を収集し、横断検索システム上で公開
- ◇令和元年9月に、市立小・中学校を結ぶ新たな学校図書館管理システムのネットワークを構築

⑨学校図書館支援センター設置の検討

- ◇平成28年4月に教育総務課に設置された図書館管理室が、学校図書館と市立図書館を一元的に管理し、学校図書館支援センターとして機能
- ◇平成29年度から、学校図書館コーディネーターが、学校への情報提供や助言等を行い、学校図書館の活用を促進

⑩学校図書館管理システムの有効活用と司書教諭・学校司書・学校図書館ボランティアを対象とした研修の強化

- ◇学校図書館管理システムの機能を活用し、学校図書館運営を適正化
- ◇学校司書の研修で、システムの活用を指導

⑪地域に開かれた学校図書館のあり方の検討

- ◇市立小・中学校におけるコミュニティ・スクールや地域との連携に学校図書館を活用する機会が増加

⑫「防府市学校図書館振興計画」に係る検証と内容具体化の検討

- ◇平成24年度に策定された「防府市学校図書館振興計画」に続いて、平成28年度に第2次計画を策定
- ◇学校図書館運営のマニュアルとして「学校図書館ハンドブック」を作成し、学校及び学校司書に配付

⑬読書イベント等による読書活動の促進

- ◇読書週間のイベントや選書会等を企画し、児童生徒が読書や学校図書館に親しむ契機を創出
- ◇図書委員の自主的な活動を支援し、同世代の働きかけにより、ヤング・アダルト層が読書に関心を持つように啓発
- ◇各小・中学校で実施している読書推進の取組を学校図書館コーディネーターが「学校図書館だより」で、学校関係者に紹介

(4) 幼稚園・保育園(所)・認定こども園における子どもの読書活動推進の取組・成果

①子どもが絵本に親しむ環境づくりと蔵書や設備の整備・充実

- ◇各園で、身近に絵本があり、気軽に読書を楽しめる環境を整備
- ◇各園において日常的に読み聞かせを実施

②子どもが絵本に親しむ教育・保育の研究と研修活動の強化

- ◇各園における研修や市内全体での研修会の中で、絵本の大切さを学び、選書や読み聞かせの技能向上の研修実施
- ◇各園での取組について情報交換し、読書推進の方法や仕組みについて研究

③絵本を中心とする親子読書に対する保護者の理解を深めるための広報啓発活動の強化

- ◇各園において、家庭での読み聞かせの必要性を伝え、親子読書を啓発

④絵本の貸出の奨励強化

- ◇絵本の貸出を行っている園が増加し、親子で読書を楽しむ傾向が拡大
- ◇市立図書館の広報紙等を市内すべての園に配付

(5) 市立図書館における子どもの読書活動推進の取組・成果

①乳幼児からヤング・アダルトまで子どもの年齢に応じた多様なニーズに対する幅広い資料の充実・整備

- ◇子どもたちの生活や関心を研究し、多様な要求に対応できる資料を充実
- ◇学校の授業に活用できる資料を収集し、学校支援図書として貸出を開始

②姉妹都市大韓民国春川（チュンチョン）市の図書館との資料交換協定に基づく大韓民国児童図書の受入

- ◇春川（チュンチョン）市の市立図書館と毎年図書を交換し、大韓民国で発行された児童図書を収集

③子どもへのレファレンス・サービスやフロア・ワークの質的向上

- ◇カウンターにおけるレファレンス・サービスの質の向上
- ◇パスファインダーやテーマ別のブックリスト・ミニブックを作成
- ◇資料の展示方法を工夫し、多様なテーマで資料を紹介
- ◇児童コーナー等でフロア・ワークによる読書支援を実施

④障害のある子どもへのサービスの充実

- ◇大活字本・布絵本・点字図書・各種視聴覚資料等を充実
- ◇リーディングルーペ、リーディングトラッカー等の読書補助具を配備

⑤市内全域サービスの充実

- ◇移動図書館は、第2次計画期間中に、小・中学校等にステーションを新設し、現在37か所を運行
- ◇貸出文庫は、学校や留守家庭児童学級、幼稚園、保育園等が利用
- ◇公民館との連携により地域文庫の活用を促進

⑥啓発のための行事・企画と広報活動・情報発信の強化

- ◇ビブリオバトル、ブックトーク、移動図書館の出張サービス等を実施し、読書を啓発

- ◇「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」は、平成28年度から対象を中学生にも拡大
- ◇平成28年の図書館システムの更新に合わせて、読書活動推進サービスを開始

⑦子どもを対象に活動する図書館ボランティアの養成・活動の支援・協働の強化

- ◇「おはなしボランティア養成講座」の内容を拡充して「図書館ボランティア養成講座」とし、読み聞かせボランティアだけでなく、学校図書館ボランティアや様々な形で子どもの読書活動に関わるボランティアにも研修の機会を提供
- ◇子どもの読書活動推進に係るボランティアに対し、機会や場所・設備・資料・情報の提供などの活動支援を実施

⑧市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの構築

- ◇平成29年2月に導入した市立小・中学校図書館と市立図書館との横断検索システムを有効に活用するため、学校貸出の取扱要領を整備
- ◇学校支援図書の利用アンケートを参考に内容を充実

第3章 第3次計画における基本方針

1 計画推進の理念

本市の未来を担う子どもたちが、心豊かに成長し、生涯にわたって考え学ぶ力を培い、優れた知恵や人間性を育むとともに、人としての尊厳を認め合い助け合う、人に優しい地域社会を築いていくために、子どもたちの自主的な読書活動や主体的な学習活動を支援する環境の整備を、地域全体で推進していかねばなりません。

こうした深い思いを込め、第2次計画に引き続き、「**未来を築く豊かな知恵とひとづくり**」を、本計画の推進理念とします。

2 計画推進の基本方針

本計画では、次の3項目の取組を基本方針とし、実効性のある計画の推進に努めます。

① 子どもの読書活動推進のための環境整備

家庭、地域、学校等及び市立図書館その他の関係部署・機関が協力・連携を強化して、豊かな読書環境づくりに努めます。

子どもの読書が将来にわたり習慣化していくように、すべての子どもが等しく、いつでもどこでも多くの優れた書物と触れ合い、読書に親しむことができる環境の整備に努めます。

子どもの成長段階に応じて、読書の喜びや学びの楽しさを味わうことのできる環境づくりに努めます。

② 子どもの読書活動推進体制の確立

子どもの読書活動推進のための人材の育成、確保を図るなど、組織的な読書活動推進体制の確立に努めます。

子どもの読書活動を支援するボランティア等の市民・民間団体と

学校等や市立図書館その他の関係部署・機関が協力・連携体制を強化して、官民協働による読書活動の推進に努めます。

③ 子どもの読書活動の普及啓発

様々な機会を捉えて、家庭、地域、学校等に広く本計画の周知を図り、子どもの読書活動の意義や重要性などについての普及啓発活動に努めます。

本市における子どもの読書活動推進に対する関心や理解の促進のために、情報メディア等も活用して、広報活動・情報発信の強化に努めます。

第4章 第3次計画における施策の方向と具体的な取組

1 家庭における子どもの読書活動推進

- ①家庭における大人と子どもの読書活動推進のための環境整備
- ②啓発広報活動の強化
- ③乳幼児に早い時期から本に親しむ機会を提供する「赤ちゃん文庫事業」の継続と展開

2 地域における子どもの読書活動推進

- ①地域におけるおはなしボランティアとの連携及び活動の奨励・支援
- ②児童館における児童図書の本質・量両面にわたる整備と読書機会の充実
- ③市立図書館との連携強化
- ④啓発広報活動の強化

3 小学校、中学校、高等学校における子どもの読書活動推進

- ①学校図書館資料の本質・量両面にわたる充実
- ②学校図書館の開館時間や設備など様々な利用環境の整備
- ③授業における学校図書館活用の促進
- ④「全校一斉の読書活動」の継続・拡充・質的充実
- ⑤司書教諭の活動の充実を図るための体制づくり

- ⑥学校司書の専任配置をめざした増員と研修の充実によるスキルアップ
- ⑦学校図書館ボランティアの養成と活動支援及び研修の実施
- ⑧市立小・中学校図書館管理システムと市立図書館とのオンライン・ネットワーク・システムの活用促進
- ⑨学校図書館支援センター機能の充実
- ⑩地域に開かれた学校図書館を活用した読書活動の充実
- ⑪読書イベント等による読書活動の促進

4 幼稚園・保育園(所)・認定こども園における子どもの読書活動推進

- ①子どもが絵本に親しむ環境づくりと蔵書や設備の整備・充実
- ②子どもが読書に親しむ教育・保育の研究と研修活動の強化
- ③親子で絵本を楽しめるよう保護者の理解を深める活動の強化
- ④絵本の貸出の奨励強化

5 市立図書館における子どもの読書活動推進

- ①子どもの年齢に応じた多様なニーズに対する幅広い資料の充実・整備
- ②多文化サービスの充実
- ③子どもへのレファレンス・サービスやフロア・ワークの質的向上
- ④障害のある子どもへのサービスの充実
- ⑤市内全域サービスの充実

⑥啓発のための行事・企画と広報活動・情報発信の強化

⑦子どもを対象に活動する図書館ボランティアの養成・活動の支援・協働の強化

⑧市立図書館と学校図書館とのオンライン・ネットワーク・システムを活用した学校図書館の支援

第5章 計画の推進に向けて

目標指標

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況の成果を具体的に測るため、目標指標を設定しました。

第6章 計画の推進体制

子ども読書活動推進計画に実効性を持たせるためには、家庭、地域、小・中学校・高等学校、幼稚園・保育園(所)・認定こども園及び市立図書館その他の関係部署・機関等において、日頃から子どもの読書活動の意義を認識するとともに、それぞれが連携・協力して、推進体制を整備し、計画の進行管理を定期的に行うことが重要になります。

1 推進体制の整備

子どもの読書活動に係るボランティアや民間団体、学校等、市の関係部署・機関等、関係者が一体となって、建設的に計画を推進します。

本計画の推進組織として、上記関係者で構成する「防府市子ども読書活動推進連絡協議会」を設置します。

2 計画の進行管理

「防府市子ども読書活動推進連絡協議会」において、第2次計画と同様に、計画に基づく施策や取組の実施状況を把握して、毎年度点検・評価をし、効果的・効率的な実施を図ります。

また、計画の達成状況や施策事業の進捗状況等を、毎年度報告書に取りまとめるとともに、市ホームページ上に掲載するなど、市民との情報の共有を図ります。

3 財政上の措置

この推進計画において示した各種の取組に実効性を持たせるため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。